問１　令和２年度［問 03］

A

契約の成立

人

Ａが所有するマンションの一住戸甲の売却に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

１　成年被後見人であるＡが、甲を第三者に売却した場合に、Ａが成年後見人Ｂの事前の同意を得ていたときは、Ａは、甲の売買を取り消すことができない。

２　行為能力者であるＡが、Ｃを代理人として甲を第三者に売却した場合に、代理行為の時にＣが被保佐人であったときは、Ａは、Ｃの制限行為能力を理由に、甲の売買を取り消すことができる。

３　被保佐人であるＡが、保佐人Ｄの同意を得ることなく甲を売却した後に、相手方がＡに対し、１箇月以上の期間を定めて、Ｄの追認を得るべき旨の催告をした場合において、Ａがその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、Ｄがその行為を追認したものとみなされる。

４　被保佐人であるＡが甲を売却しようとした場合に、保佐人であるＥが、Ａの利益を害するおそれがないにもかかわらずこれに同意をしないときは、家庭裁判所は、Ａの請求により、Ｅの同意に代わる許可を与えることができる。

■■〔正解〕4 ■■

□□ **1　誤　⇒総合講義上 9 頁**

原則として、成年被後見人が単独で行った行為は、取り消すことができる（民９条本文）。そして、後見人の同意がある場合も取り消すことができる。また、取消権者には、成年被後見人本人も含まれる（同 120 条１項）。したがって、ＡはＢの同意を得ていた場合でも、甲の売買を取り消すことができる。

□□ **2　誤　⇒総合講義上 21 頁**

代理人が制限行為能力者であった場合、その者が代理人としてした行為は、行為能力の制限（制限行為能力）を理由として取り消すことができない（民 102 条本文）。したがって、本肢の場合、本人Ａは、代理人Ｃの制限行為能力を理由に、甲の売買を取り消すことはできない。

□□ **3　誤　⇒総合講義上 12 頁**

被保佐人が、その保佐人の追認を得るべき旨の催告をされたにもかかわらず、その期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、取り消したものとみなされる（民 20 条４項）。

□□ **4　正　⇒総合講義上 10 頁**

保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる（民 13 条３項）。